

林業の現在の課題：
戦後の林業経済研究のあゆみを踏まえて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 玉置, 雅野, 林, 進 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/5891

林 業 の 現 在 的 課 題

—戦後の林業経済研究のあゆみを踏まえて—

玉置雅野・林 進

森林・緑地管理学講座

(1988年 8 月 1 日受理)

Studies on Modern Problems of Forestry

—Standing on Course of Forest Economy Research—

Masaya TAMAOKI and Susumu HAYASHI

Department of Forest Land Management

(Received august, 1, 1988)

SUMMARY

In this study, the process and problems of forestry development after World War II were investigated by tracing the main treatises published in “FOREST ECONOMY” and “JOURNAL OF FOREST ECONOMICS.”

As a result, the following were indicated.

- ① We could not find suggestions of any consistent theory in the history of research. Forestry research tendend to follow the conditions of policy and economy at all times,
- ② The pursuit of forestry originality was neglected.

there were many discussions which were prone to become abstract considerations, becoming expedient and claptrap copies of general considerations. Hence, one must indicate their defects the fact that they did not comment on the problems that forest, forestry and mountain village were facing, in the history of forestry economics research.

Res. Bull. Fac. Agr. Gifu Univ. (53) : 61—82, 1988.

要 約

本論文では、戦後から現在に至る林業展開の過程とそこに現れた問題点を、雑誌「林業経済」及び林業経済学誌「林業経済研究」（前身は「林業経済研究会会報」）に掲載された主な論文を整理することを通じて追跡した。

その結果、次のことを指摘できる。

- ① 国有林経営は、特に経済の動きに振り回されてきた傾向があり、それにより自らの森林資源を貧弱なものとした。経営体としても、長期的な視野に立ち、各々の地域・森林の状況に基づいた柔軟な経営を行う為の組織的能力に欠けるため、林業の構造的不況下では、森林管理の粗放化という消極的な経営に陥りがちであり、今後国有林野資源の管理のあり方が根本的に問われなければならない。
- ② 民有林においては、現代の林業を取り巻く経済状況や、人工林が主伐期を迎えようとしている状況の

中で、地域林業の組織化を推進させることが重要になってくるが、森林・林業・山村の調和のとれた発展を可能とする組織化が進められなければ、その発展は不可能である。

- ③ 木材生産のための森林管理のみばかりでなく、生活環境の向上を図るための新しい森林管理のあり方が問われている。

結 言

今日、経済社会の大きな変動の中、農林業においても、従来のままではその自立的な発展が困難であると予想される。そこで、農林業の今後のあり方が問われなくてはならない時であると言える。このような中で、農林業に対する行政や産業界の様々な提言が発表され、国際化経済社会の中での農林業のあり方が討議されたり、貿易黒字、産業の空洞化、金余り現象、財テクブームなどを背景とした四全総路線のいった様々な開発計画が、施設型巨大投資型のサービス産業の活性化によって「内需拡大」を図ろうとして、森林・山村をその対象として大きく位置づけている。また一方では、内発的に山村の自立、活生化をめざそうとする動きも展開してきている。

ところで、今日まで、森林の盛衰が文明の盛衰であったという明確な事実を引用するまでもなく、森林が木材供給、国土保全、水源涵養等の様々な機能によって、人々の生命・財産を守り生活を豊かにしてきたのは事実である。また、成熟社会と言われる今日、工業社会によって失われたものを山村の人、モノ、文化の交流によって取り戻そうという動きが確認でき、これからの人々の生活を豊かにするカギとして山村が注目される。そこで、林産物の生産のために森林と共生し森林資源を維持培養してきた林業の役割は多大であり、今後の人間社会の展開においても林業の果たすべき役割を重視していかねばならない。しかし、林業の果たす役割の重要性とは裏腹に、特に戦後の経済社会の中での林業の展開は決して好ましいものではなく、その活力は低下の一途をたどったのである。そこで現代「森林資源を誰がどうやって管理するか」という問題が問われるようにまでなっている。また、上述したような現代の経済社会の中の提言をみても、ともすればその経済的効率性といった概念から林業が切り捨てられかねない危険性もある。そこで、現代社会の中で林業をどう位置づけて、その現代的課題を明らかにするかが重要になっているといえよう。

I 研究 方 法

林業の現代的課題を明らかにするためには、これまでの経済社会の発展の中で展開してきた日本林業の動きにおいて、何が重要な林業問題として認識され、どの様な論議がされてきたかを調べてみる必要があると考えた。そこで本報告においては、戦後の林業問題について経済・社会の流れの中で多面的な研究がなされている、林業経済研究の研究報告誌の掲載論文を分析した。ここで使用した林業経済報告誌は、林業経済研究所発行の「林業経済」と、林業経済研究会発行の「林業経済研究」（1978年No.93迄の誌名は「林業経済研究会会報」であった）である。この2誌を中心として、昭和20年代および、30年代の林業経済研究については、その主要な研究テーマをリストアップし、比較的新しい昭和42年以降の論文については、その中から80編余りを選んで読むことにより、現代の林業研究では、戦後の林業政策において、何が重要視され、どう論議されたかについてまとめた。

現代林業の研究をするにあたって特に重要とされる、戦後の林業・林業政策についての研究を分析することにより、現代の林業の課題をまとめた。

II 分 析 結 果

1. 林業経済研究からみた戦後林業・林業政策の問題

現代林業の課題を求めるために、林業経済研究において重要視されている戦後林業・林業政策を年代順に取り上げ、問題点がどの様に論議されたかを整理する。

- (1) 戦後林業の出発点における林業とその問題点——昭和20年代前期・中期（復興期）を中心として——第二次世界大戦直後のこの時期において、現代の林業経済研究において特に重要視されている点は、昭

和22年には林政統一、国有林特別会計制度の制定が行われ国有林の現形態がかたちづくられた、国有林政策の展開である。また、戦時中及び終戦直後の乱伐によって荒廃した森林資源に対する危機感から、森林資源の維持培養に積極的に取り組もうとしていた時期でもある。表に示した昭和26年の森林計画制度を盛り込んだ森林法の改正も、森林資源の積極的培養と森林の防災機能の回復をその目的としており、「資源法」として今日まで位置づけられている。当時の森林をめぐる状況に即した政策だといえる。この森林法制定の頃、昭和25年の造林特別措置法などの制定にも見られるように、政府主導で盛んに緑化運動が行われていた。20年代は森林が戦時中に破壊された為自然災害が頻繁に起き、昭和29年には治山治水緊急措置法が制定されるなどした。

20年代当時の「林業経済」に掲載された論文のテーマを表によって見てみると、戦後の混乱期にあって、新しい日本の林業の方向を模索しようとしていた時期なのか、外国の林業・林政の研究が意外なほど多い。特に注目できるのは、今日では研究対象として取り上げられることの少ない、ソビエトやヨーロッパ諸国における研究が多いのがわかる。また昭和25年の農林省「林野利用状況調査」の統計によれば、林野率75%以上の市町村、つまり山村では、非農家をも含む総世帯数の32%が林業関係産業に従事しており、その丁度半分以上が製薪炭業者であった。また昭和29年の「農業協同組合統計表」によれば耕地率10%未満の地域に所在する農協（単協）の販売種目別の収益構成比は、林産物は54%と最高で、コメの12%畜産物の5%などを圧倒しておりその主体は木炭であった¹⁾。この様に薪炭生産が山村経済を支える柱となっていた時代だけあって、表のNo22に見られる木炭需要構造の研究もこの時代の特徴である。以下、現代の林業経済研究において重要視される、この時代の個々の政策についてそれに関わる研究を取り上げながら解説していく。

・林政統一、特別会計制度

昭和22年、それまで同じく「国家的所有」でありながら、農林省山林局・宮内庁皇室林野局及び内務省北海道庁の三者に分離していた林野を、農林省の外局として新たに設置された林野局のもとに一元的に統合し、単一の経営体に組織した「林政統一」が実施された。こうして再編成された戦後国有林に対して、その運営にはそれまでの一般会計またはそれに近い方式とは異なって、企業特別会計制度（独立採算制）の方式を適用した。この二つの制度的改編は、戦後の国有林野経営の原型をかたちづくった礎石であり、今日の規模と形態はこの措置によって規定されているといえる。特に特別会計制度については、常に林業経済研究のテーマとして取り上げられてきた。今日の大幅な赤字の中での国有林野経営をどうするかという問題でもこの特別会計制度が取り上げられているが、ここでは特別会計制度が採用されるに至った経緯を整理してみる。国有林野に特別会計制度を適用しようとする動きは、古くは明治初期から、なかなか昭和10年代において相当活発に、かつ具体的に、林野官僚から提唱されていた。昭和期だけについて言えば、内地国有林の単年度収支の差額は常に黒字であり、その額も数百万から1千万円を超える巨額に達していた。しかし当時の一般会計のもとでは、生み出された国有林経営の黒字は通常予算に回され、自らの拡大再生産に還元される保証はなかった。それゆえに、当時の林野官僚の特別会計制度への移行請願が強かったのである。しかし国有林野からもたらされる収益が大きければ大きいだけ、いっそう一般会計、したがって当時の最重要点費目である軍事費拡充に寄与するところが大きく、それ故にこそ、その請願は大蔵省あるいは軍当局の反対にあって実現しなかったのである。それが戦後いち早く陽の目をみたのは、一面では財政改革の進行という占領政策と関連する要因もあるが、より基本的には、国有林野を取り巻く財政状態の貧困化にあるといえる。すなわち、戦時中における略奪の所産として戦後に残された国有林野は、林業的にも財政的にも全く荒廃し、これを正常なペースにのせるには一般会計より多額の資金投入が不可欠であった。この様に、戦前においては国家財政を潤す宝庫であった国有林が、戦後において国家財政にとってのお荷物となると、それまで最も特別会計制度化に消極的であった大蔵当局が、今度は最も積極的に特別会計の創設を唱導する立場にまわったのである²⁾。このような経緯で戦後国有林は資源的にも財政的にも困難な状況から出発したといえる。

逼迫した財政と造林をなおざりにし大量伐採を強行する不健全な経営状態は昭和25年頃まで続く。しかし、昭和25年木材価格の統制が解かれ朝鮮動乱を期とした復興需要によって、木材価格が異常な高騰をす

中でもなお過伐をしていくことによって、昭和30年代を中心として国有林経営は財政の収支上ではどうか好転して行くが、昭和40年代に入り木材価格の高騰も一段落し伐採量も過伐と言われないほどになると国有林経営は深い赤字経営に落ち込んでいき、その財政は破綻するという、困難な展開を示すのがこの特別会計制度である。しかし、この特別会計制度は「国有林野事業を企業的に経営し、その健全なる発展に資する」²⁾目的を持って成立した。この企業的ということばの示す意味を特別会計制度の創設に直接関わった榎重博氏が「資本維持の原則を前提として森林資源の合理的な保続を図ること」として「現金収支を唯一の計算記録の対象とする現金主義でなく、真実の経済形成を正確明瞭に表示する発生主義にたって経営することである」³⁾としている。つまり現金収支のみが経営評価となる一般会計とは違って、森林資源の維持を原則として会計の損益計算がなされるべきだと言っているのであるが、この理念どおりに国有林会計制度を発展させるのは困難であったことは言うまでもない。かえって特別会計であるが故、森林資源の保続的経営に支障を来している面があるという見解があるのも皮肉な結果となっている。

・森林法改正

昭和26年に森林法が改正された。手続き上はそれまでの森林法を廃止して、新たに公布されたものであり現行森林法の制定とされている。現行森林法は「森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、以て国土の保全と国民経済の発展に資することを目的」(第1条)としている。民有林の植伐活動を計画的、安定的に持続させ、森林資源の保続を図り森林施業の合理化に資する為の制度として森林計画制度が発足したことは注目すべきである。戦時中及び戦後直後の過度な伐採による森林資源の危機的状況が、伐採規則条項を含むなどした森林資源培養が基調となったこの政策を生んだといえる。

(2) 経済復興期における林業とその問題点—昭和20年代後期から昭和30年代前期を中心として—

昭和25年に勃発した朝鮮戦争を契機として日本経済は本格的に復興期に入った。景気循環を伴いつつも昭和30年には鉱工業生産指数、国民消費水準等は戦前レベルを凌駕し、昭和30年代後期からの高度成長の基盤を形づくった²⁾。この間において森林・林業・山村は日本経済の再建・復興に必要な農林産物を豊富に、かつ安価に供給することが要請された。特に動乱需要の中で軍需に限らず建築業、紙・パルプ工業の活性化に伴う用材需要が増大したため、木材価格の上昇はことのほか大きく一般物価水準をかなり上回って推移した。このように産業界からの木材資源の安価大量供給の要請が強まる中、海外の植民地林業地を失った当時としては、当然の結果として国内での森林の増伐がもめられたが、とりわけ国有林に対する風当たりが強かったようである。国有林野政策に対する産業界の不満が噴出してきた状況下で表2に示すような、国有林生産力増強計画(昭和32年)や国有林の繰り上げ伐採などのような政策がとられるようになった。これらの政策は、現代の国有林資源を疲弊させその経営を困難にしたものとして、林業経済研究で重要視されている点である。以下、具体的にそれらをみていくとする。

・国有林生産力増強計画(昭和32年)、国有林木材増産計画(昭和36年)

以上に述べた情勢の中、国有林は民有林を犠牲にして蓄積を温存しているという批判が強く(蓄積においては5割余りを占めながら、その生産量は2割だという事実に基づいて)それは国有林が依然として高伐期、高蓄積の施業をとっていることによるとして、その矛先が経営計画に向けられた。また、森林計画制度にもとづき、民有林施業は進めているのに、自ら林政推進の拠点たらんと任じていた国有林は非協力的であり、国有林、民有林の調整が図られていないという非難もあった。さらには国有林をして木材需給の調整、材価調整の機能(好況時の増伐、不況時の節伐)を発揮させることが、国有林を特別会計制度とした意義があるとしていながら、現実にはその役割を果たしていないと批判された。

一方、当の国有林は、その経営を規定する経営案の見直しが迫られていたのであるが、戦時中及び戦後の過伐地の多い中で、従来の考え方で森林保続を原則として経営案を作れば、赤字計画となる。当時としては、収穫量の確保ということはいわば至上命令とならざるを得なかった。少なくとも収支ぎりぎりの計画を作るとすれば、保続に犠牲を強いるか、造林その他の事業にしわ寄せして支出を抑え、結果として粗放な択伐が取られることになる⁴⁾のであった。また、営林局、林野庁を通じての全体計画、長期計画がなかったうえに、営林署(事業区、経営案作成単位)は経営の単位とされながらも、それは単なる名目的なもの

であって、経営案を運営実施する組織的能力が与えられていなかったなど、経営計画の編成単位が、実際には経営の単位として編成され機能しておらず、情勢の変化に速やかに対応出来るような、経営案の弾力的運営が困難だった。そのため、採算的に有利なところが伐採されるということもしばしばであった⁴⁾。

ともあれ、この国有林生産力増強計画が作成された昭和32年の前年から、有史以来未曾有といわれた神武景気が到来し、高度経済成長への機運も一層高まっていた。この計画を推進したメンバーの一人である沢田成爾氏は、「林業も産業であるからには、上昇し続ける経済水準を漫然と見過ごすことは出来ない。もしそうだとすれば産業として脱落することになる。(国有林が果たすべき責任は、)経済の要請に対してその可能性を回答し、更にその実現をめざすことにある。」「計画の骨子の第一点は、この(計画の)文案の中でたびたび目につく極めて印象的な新用語、生産力原則・企業林業・栽培林業・拡大造林などから感じ取れるように、人工林の拡大を中心に、低位過熟・未利用林の森林を積極的に改良開発し、その生産力を大幅に増強して、量産規模拡大が可能な生産性・収益性の高い森林構造を作り上げることである。」³⁾と述べている。この生産力原則による森林生産力の増強というのも、人工林化や新技術の開発を見込むことによって、将来増加するであろう生長量をひきあてにして、当面の木材生産を増大させ、需要の緩和を図ろうとしたもの、つまり森林資源の先食い政策でしかなかった。この国有林生産力増強計画も、3年という短命で河野農林大臣下の昭和36年に「木材増産計画」に転換された。昭和35年の国民所得倍增計画の発足、高度経済成長への移行を背景に、とりわけ34~36年における木材価格の急激な上昇を契機に、国有林に対する木材供給の要請が一層高まってきた。具体的には36年8月の木材価格安定緊急対策の一貫として計画された。この計画は昭和70年までの長期にわたる計画であるが、「国有林生産力増強計画」と比べて年平均伐採量を何れの時期においても20%以上増やし造林は昭和66年から75年の期間に繰り下げようというものであった。つまり、造林はあとまわしにして当面の伐採を先行、拡大する計画だった。昭和26年に、戦時中及び終戦直後の過伐による森林の荒廃に対する危機感にたち、森林資源の培養と防災機能の回復をその目的とした森林法改正から、5年たつたかたないかのうちの昭和32年にまず「国有林生産力増強計画」がたてられた。上述したように、異常ともいえる木材価格高騰の中でも、保続に犠牲を強いることの無いぎりぎりの線で伐採を増やしてやっと赤字にはならなかったという状態であったにもかかわらずこの計画が実行されたのであった。そのうえ営林局・林野庁を通じての全体計画・長期計画もないうえに、経営案を実施運営する組織体制も整っていないという、経営的な面からまた資源的な面からも多くの基本的な問題があったにも関わらず、異常膨張する産業界からの木材資源の需要に対処すべきなのが産業界としての林業の役割だとして木材資源の先食い政策を展開した国有林政策の節操のなさには驚かされる。更にその直後に、勝手に将来的な生産力の増大を都合良く見込んでツケを後に回すというやり方を強めた「木材増産計画」に転換されたのである。その後造林不成績地、樹齢構成のアンバランスによる不健全な森林や、保育必要林分の増大によって国有林赤字に更に拍車をかけているのである。生産力原則というのも実にいい加減な見込みにすぎなくて、森林資源の責任ある維持管理・育成をするためではないのである。実際の森林の資源状態を無視して、産業界の言いなりになり森林資源を食いつぶし過大なツケを後世に残した悪政であったといっても過言ではない。

・経理学論争(経理学不用論)

「森林生産力増強計画」構想の段階でいままで経営編成計画のより所としてきた森林経理学は、もはや「役立たない」といった発言が、「森林経理無用論」に発展し、学会に波及し、その論争は32年の4月6日の日本林学会経営部で最高潮に達した⁴⁾。森林経理に攻撃の矢を向けたのは、従来の経営計画の編成、実施経過の反省のうえに立って森林生産力増強計画を構想する必要があったからであるが、これが、実際の森林経営を実行する場合、既成の森林経理学は余り有効な手段を与えてくれないという不満から発したものである。

そもそも森林経理学は、現実の森林経営を対象とし、その土地ごとの森林資源の様子、森林経営の目的、経営をとりまく条件などによって森林経理のあり方も変わってくる。しかし、当時の国有林においては、営林局、林野庁を通じての全体計画・長期計画が無かった。しかも、経営の単位とされていた営林署(事業区、経営案作成単位)は、単なる名目的なものであったから、経営案を運営実施する組織的能力が与え

られていなかったのである。そうだとすると国有林において、森林経理学の対象となる個々の事業区の森林計画を把握し、それにより森林経理学を活用し経営計画を立てるという、経営体制を持っていなかったということになる。国有林経営計画において森林経理学を適用するのは不可能な体制だったといえるのではないか。よって、国有林経営計画を立てるうえで出てきた、森林経理学が役に立つかどうかという経理学論争は森林経理学以前の問題であり、国有林経営体制自体の問題ではなかったのではないだろうか。もしそうであるなら実に、実りの無い不毛な論争であったのではないか。

林業経済研究においても経理学に対する論争はその後も続く。「森林経理学が経理学を含まない計算論になっている。あくまで経営計算の為の1つの提案に過ぎず、経営を規定するといういわば経営の分野にたった提案でない」⁶⁾と指摘されている。森林経理学が、実際の森林経営を対象としなくなれば、経営を規定しない形式的な計算論に陥ってしまうのは当然の帰結であろう。

・洞爺丸台風（風倒木の処理）

昭和29年9月に北海道を襲った洞爺丸台風（台風15号）は、北海道の国有林の年伐量10年分を優に超える風倒木(2,300万 m^3)を発生させた。その処理対策として、伐出部門の機械化の促進や、専業労働者による直営化といった経営内容の転換や、販売対策として北海道のパルプ産業や木材加工工業の規模を拡大させた。風倒木処理の後、膨張させた工場の木材加工能力にたいして、都道府県の国有林の伐採量を増やし原木を供給していかななくてはならなくなった。国有林は昭和29年までは昭和26年の森林法改正の頃からの節伐基調にあったが、風倒木処理による国有林の増伐及びそのための経営内容の転換はそのまま国有林生産力増強計画に続いていったので、これが事実上国有林の節伐から増伐への転換点となった。

(3) 高度経済成長期における林業とその問題点——昭和35年頃から昭和47年頃を中心として——

昭和30年に「もはや戦後ではない」（「経済白書」）と言われるまで回復した日本経済は、31年から32年の神武景気を経て、35年～36年には岩戸景気と呼ばれる好況を招き、その後の経済成長政策への動きに弾みをつけた。そして、35年には国民所得倍增計画が発表され、続いて定められた「貿易・為替自由化計画大綱」によって、貿易・為替の自由化、つまり開放体制への移行が推進されるようになり、日本経済の高度成長を支えた政策が展開していくことになった。この時期において林業・山村は、何よりもまず労働力それ自体の供給源としてとらえられた。山村に滞留している安価な労働力を第二次、第三次産業に吸引することによって、日本経済の高度成長が実現できたのである。そうした第二次、第三次産業の目ざましい発展の中で、農林漁業においては、その他の産業部門との所得格差の拡大、農山村における過疎化の進行による担い手問題などの浮上など様々な矛盾が浮き彫りにされるようになった(二重構造問題)。その様な中で、昭和34年には農林漁業基本問題調査会が設置され、高度経済成長期における、わが国の農林漁業のあり方が審議された。農業においては、中核農家の育成、大規模化を進める農業基本法がいち早く昭和36年に制定される。林業においても、林業の生産性の向上を実現し、林業従事者の所得の向上を図る為、従来の資源政策中心主義から産業としての林業の確立を指向する経済政策を打ち立てようとした林業基本法が昭和39年に成立する。これに従って林業構造改善事業を基軸にする新しい政策が展開する。しかし、この基本法においてはその所有（担い手）構造の複雑さから、新しい林業の担い手を明確に打ち出すことが出来ず、基本問題調査会でも担い手問題について議論が重ねられていた。また、製薪炭業の斜陽化が直接的な動因となった山村農民層の分解が進行していたが、この基本法路線は、大規模林家層の育成によって更に山村農民層の分解を進める政策であるとして、担い手問題とからめた林業労働問題が、この時期の林業経済研究でも多く取り上げられる。基本法の具現化政策としての林業構造改善事業が展開することにより、森林組合が重要な林業の担い手として位置づけられるようになると、民有林施策における実働組織としての森林組合の研究が増える。この時代において、木材価格安定緊急対策と港湾整備緊急措置法（昭和36年）を基礎に総合商社による開発輸入が促進されるようになったことによって、日本の林業・木材産業に与えた影響にも注目しなければならない。

一方、高度経済成長は都市では過密・公害、農山村では過疎・自然破壊等を顕在化させていたが、40年代前半からのレジャーブーム、44年の第二次全国総合開発計画（新全総）その後の列島開発計画などを背景に山村及び林野は格好な投資の場として掌握されるようになった。とりわけ、それまでの強蓄積によっ

て過剰化した資本を抱える企業は、46年のドル・ショックを契機に新たな信用創出の手段として規制措置が緩やかで最も取得が容易な山林原野の買い占めに殺到した⁷⁾。昭和40年後半から林業経済研究の場においても、開発問題が多く取り上げられるようになる。

以下において、この時代の山村・林業の動きとそれに関わる林業経済研究について、もう少し詳しくみてゆく。

・林業基本法と担い手論議

昭和30年代に入って経済成長もいよいよ本格的になり、第二次産業、第三次産業は急激な生産力の伸びを示すが、農林漁業に携わる人々とその他の産業従事者の所得との格差が広がり、農林業を営む農山村の人々が都市の第二次・第三次産業に吸収され山村の社会構造が変化しつつあった。農林漁業における生産性を向上させ、その安定的発展をはかり、従事者の所得を拡大させ、その経済的・社会的地位の向上を実現することによって、経済成長の進展に伴う農林漁業における矛盾に対処していこうと昭和34年農林漁業基本問題調査会が設置された。そしていち早く、昭和36年に農業基本法が成立する。農業基本法においては、新しい時代の農業の担い手を中核農家と策定し、小規模農家を離農させ中核農家に農地を集積させることにより(農民層分解を進める)、規模の論理で生産性をあげ、農業従事者の所得の向上を図ろうとした(この政策的意図は実現しなかったことは、今日明らかである)。そして林業基本問題においても、新しい担い手を措定し華々しくスタートをしようとしていた農業基本法と同じ基調のもとに基本問題の策定を進めようとした。つまり担い手問題が討議されたわけである。しかし、林業における担い手は、大規模森林所有者であったり、農家林業で山を所有管理しているもの、不在村所有者で林業活動を積極的にはしておらず財産保有的であったりする者、また社有林や公有林であったりして個人所有で無かったりするなどその構造は複雑であり、担い手の措定は容易ではなかった。しかし、とにもかくにも、昭和35年には、基本問題調査会において「家族経営的林業」が提起される。しかし、基本法作成に直接関わった田中重五氏は、「林業経営の担い手論、林業経営規模のビジョン等については、もともと農業の基本問題と基本対策論議の中で生まれた論点を下敷として発想されたものであるだけに、その準備の無い林業サイドでの論議では、それをいくら積み重ねても、何らかの結晶を見るはずもなかった。……(中略)……(林業における複雑な)所有構造からは、『担い手論』の展開は困難であるし、……(中略)……『20ha程度の経営規模が最も生産性が高く、効率的である。』というような意見も出たが、これを裏付けるだけの説得力のあるデータが粗末で、抽象概念に留まり採用できなかった。……(中略)……『家族経営的林業』思想に至っては、正に抽象的な観念論の展開に過ぎなかった。」⁸⁾と述べている。実際林業経済研究においてもこの「家族経営的林業」が、研究対象として把握されていなかったようである。林業経済研究会会報での北尾邦伸氏の「林業の発展類型」(表, No62)によれば、「それまで、先進林業地とは、地主林業型構造が展開してきたものであり、その研究は多くなされてきたが、それまで林業経済における研究対象として見過ごされてきた家族経営的林業を地主的林業に対する農民的林業として把握し、これが成立するのにはどのような地域でどのような条件下で成立するのか分析する。」⁹⁾としておりそれまで家族経営的林業が林業経済の研究において、その対象として詳しく研究されていなかったことを証言したものとして注目できる。結局「家族経営的林業」は、林業基本法においては明文化されず、その後の林業構造改善事業などの基本法の具現化政策の展開においても、「家族経営的林業」が中心的担い手として措定されることがなかったのが明らかになる。だが、政策担当者の論理的根拠もないまま、また研究者も認識不足であった「家族経営的林業」の育成が答申で出されたのであるから、長期にわたって林業研究において討議の対象となったのである。福島康記氏(岩手大)が「研究史・政策史を振り返ると、農民的林業(家族経営的林業)は研究者さらには政策担当者のある者にとって『青い鳥』であったと言ってよい。その夢は、高度経済成長の過程で実現的に無惨に踏みにじられた。論理的にも岡村明達氏によって、……(中略)……手厳しく非難された。そのほか船越昭治氏……」¹⁰⁾と述べ、それまで多くの研究者によってこの問題が(否定的に)論議されたことを明らかにしている。また、表のNo86の報告では、林業基本法とその具体的施策である林業構造改善事業は、家族経営的林業を中心的な担い手とし、これを育成しようとしたが昭和45年の林業白書ではこの試みが挫折したことを示したと¹¹⁾としている。基本問題調査会に直接関わった政策担当者自身が、「抽象的な観念論」

としか捉えていなかった論理的根拠を持っていない「家族経営的林業」の育成に、こうも多くの研究者が長期にわたって翻弄させられたのである。いかに法案を審議する政策担当者が、実際の林業の実状を知らず、分析せず審議を進めているかが暴露された訳ではなかろうか。基本問題調査事務局員となり農林漁業基本問題調査会に関わっていた横尾正之氏は、「林業が従来のままの姿で推移するとすれば、今後の経済条件に対応し得ないで取り残される衰退産業としての地位が決定的になるのではないか、という危機意識に裏打ちされていた。従来の林業がともすれば一般経済の発展、変化の論理から切り離されて、孤立した部門だと考えられがちであり、林政もまた、このような狭い理解のうえに立って、硬直的な、あるいは消極的な資源維持ないし生産保続の考えによって貫かれていたのではないか。」⁸⁾という考え方が、当時の基本問題事務局の責任者の林業に対する認識としてあったとしている。また田中重五氏（前掲）は、基本法を「(資源政策である)森林法に対置するものとなし、(産業奨励のための)経済政策上の根拠法規として位置づけていた。」(結局は「森林資源の確保及び国土の保全」という目的を野党の抵抗にあって付加せざるをえなくなったのだが。)としている。産業政策といえども、資源維持ないし生産保続を硬直的、消極的と決めつけて、林業生産の基礎たる森林資源管理を軽んじた林業政策が果たして林業政策たりえるのであろうか。

林業の生産性の向上と、林業従事者の所得の向上を目指した、産業法たる林業基本法が39年に成立するが、以後ますます山村・林業は、皮肉にもその自立的発展が困難になっていく。林業基本法そのものに対する論議も多いが、実際には、林業構造改善事業を中心としたその具体的な施策によって、その後の山村・林業のあり方が変化して今日の構造に結び付いていることを確認することが大切である。

・基本法政策の展開と森林組合のクローズアップ

基本法政策が打ち出されなくてはいけなくなった山村・林業の様子はどのようなものであろうか。また、基本法の具現化事業とされる林業構造改善事業などによって、実際には、担い手がどう位置づけられ、山村・林業のあり方がどう変わったのであろうか。

まずその論理的根拠がなかったと言われるにしろ、一時は、「家族経営的林業」が基本法調査会の答申に出されたというその背景を示してみる。まずこの答申が出される昭和30年代前期・中期の頃までは、農地改革が行われて以来、山村の林家に活力があったと言える。林業経済研究会会報の研究報告によっても、「農地改革後の農業生産力発展と農民的身分の上昇に支えられ、農家造林を主軸とする民有林生産活動は30年代後半までの活発な展開期に入った。」¹²⁾(表, No.77)「農地改革によって生み出されたエネルギーを基礎として、1940年代以降小規模農家林家の造林が活発であった。」¹³⁾(表, No.87)と言われるように、農地改革後農業面の恒常的收入に支えられ、育林投資に耐えうるだけの余裕が出てきた山村農民が、所有森林に恒常的に労働投下を行い得るようになり林業生産力の向上を実現した。昭和30年代中期までは、農家経営林業の活発化の中で、零細な農家経営林業(家族経営的林業)は所得視点からも合理性は認められたといえる。しかし、生産性視点のうえからは、その零細分散的構造に限界があるという矛盾を抱えることになる。「林業経済研究」で熊崎実氏(表, No.106)¹⁴⁾は、センサス統計の分析により昭和35年頃(第1回センサス)は、中小林家における予想外に旺盛な林業生産活動が注目されたとして、昭和30年代は国内林業にとって恵まれていた時期と言え、基本問題調査会が唱えた家族経営的林業の育成も決して突飛な発想ではなかったが、昭和40年代の急激な環境変化の中で家族経営的林業の自立の道は険しくなっていくと言っている。この様に昭和35年以降、国民所得倍増計画など高度経済成長が図られていくが、特に40年代になり、工業を中心としたアンバランスな成長の中で、山村は、都市部との所得格差、製炭業の斜陽化や都市部への工業労働力としての山村農民の流出、また、木材価格安定緊急対策と港湾整備緊急措置法(昭和36年)を基礎にした木材輸入の促進などにより、山村・林業を取り巻く状況はますます厳しくなっていく。もはや家族的林業の育成などでは、林業の発展は望めないことが明白になる。

そこで、昭和39年に最終的にまとめられた林業基本法によると、一三条では、生産の合理化、林業経営の発展を推進する手段として生産行程における協業を重視している。一五条では、林業構造の改善に必要な事業が総合的に行われるように指導及び助成を行うとある。つまり、そのままでは生産性はおろか所得面からも如何ともし難くなった零細分散的構造をもつ林業を、生産過程における協業による林業経営の発

展、林業構造を改善する事業を総合的に行うことで克服しようとしたのである。ところで、生産過程の協業化や構造改善事業を総合的に進める担い手は、林業基本法においては、明らかにされていないが、その具現化事業政策である林業構造改善事業の展開を見れば、それが森林組合に他ならないことがわかる。また、公社造林、官庁造林を引き継いだ公団造林の実働組織として昭和30年後半から森林組合が民有林森林造成事業を飛躍的に成長させその担い手として重要になっていった。構造改善事業の実行に先立つ昭和37年に始まった林業協業促進対策事業によっても、育林——素材生産——販売の一貫体制を担う事業体としての機能強化を進めるため、林業生産主体としての政策対象化が進められていたが、39年度から始まる第一次林業構造改善事業によって、民有林経営における森林組合のそういった位置づけは更に強固になって来る。第一次林業構造改善事業において事業実施対象として森林組合が指定されていないものは、経営基盤充実事業で入会林野近代化の事業があるだけで、生産基盤整備・資本装備の高度化・早期育成林業経営の促進・特認事業の全事業をその対象としている。これらの事業のうち、森林組合基軸で展開されたものは全事業のうち25%が注ぎ込まれた資本装備の高度化事業であって、この事業が林道事業とのセット方式で推進されたという背景から、森林組合の事業活動を急速に高めていくのである。また、第二次林業構造改善事業に先立って、昭和46年には、経済同友会の「21世紀グリーンプラン」で、森林の造成を民有林経営者の内発的努力のみに期待することはもはや困難であるとして民有林政策の基本は所有と経営の分離にあると発表されたが、昭和47年度から始まる第二次林業構造改善事業では、民有林の経営を森林組合に集積させていくという方向を更に強化する。第二次林業構造改善事業においては、地域に即した林業生産の面的、質的把握という形で更に強化された。それを事業的に象徴化するものが高度集約団地経営促進事業であり、協業活動体制強化整備事業及び林産物集出荷貯蔵施設設置事業であるといえる、高度集約団地経営促進事業は団地協業経営の組織を通じて高密度路網・高度機械作業体系の導入を進めるモデル事業として登場するが、内容的には森林組合事業に結集させる個別事業の集積化という役割を果たすものであり、協業活動体制強化整備事業は事業活動を支える物的・人的管理の体制を補強するものであった。この過程は、森林組合が林業生産主体として政策対象化されることによって、それまで部落単位でばらばらに「ひろい仕事」に依存していた林業労働者を森林組合に労務班として再編し、資本装備高度化を林業構造改善事業を活用してまかない一つの経営体として森林組合が発展したとみることが出来る。このような森林組合の動きは、零細分散的構造によって、林業経営・労働も個別ばらばらでその発展方向を見失っていた林業生産が、主たる生産主体である森林の利用を、最大限に森林組合に集積しこれに対応する労働力の社会化によって地域的集積としての林業生産力の発展をもたらそうとした日本林業の展開方向を示したことになる。こういった発展の方向のいきつく先として、昭和50年代から注目されるようになる地域林業組織化の担い手と位置づけられていくが、この問題については、次節で取り上げる。

・山村農民層分解

昭和30年代後半から40年代にかけては、それまで山村農民の多くがたずさわりの収入があてにされてきた製薪炭業の斜陽化が進み、小規模層の山村農民を中心とした都市の産業資本への吸収が進み、基本法の合理化路線と相まって大規模林家層に農地・林地が集積することによって農山村における階級関係が顕在化するのではないかとした山村農民分解に対する報告が多い。しかし、実際は不動産資本による林野の投機的買い占めとかはあったにしろ、担い手の高齢化などの問題を起こしながらも山村農民間の土地の流動化による階級的分化は、顕在化していないのが現状である。ここで一つ山村農民層分解についての論文をあげておく。「現段階における山村の農民層分解の特徴」¹⁵⁾（表、No.73）では、山村の階級構成として4つの階級に分け、1つ目は農村のプロレタリアでこれには通勤労働者、農村労働者が入る。2つ目は農村の半プロレタリアでこれには土地持ち労働者と貧農が入る。3つ目は農村のプチブルジョアでこれには、中農、その他の小営業者が入る。4つ目は農村のブルジョアでこれには、富農、農村の企業者、財産収入生活者が入る。」と述べられ、当時（昭和47年）の山村は、その構造の変化、農民層の分解のあり方を反映してその内部で階級関係がより鮮明になっているから、これらの社会的諸階層の量的把握をする為、階級区分をしておく必要があるとしている。しかし、現代においては資本家さえもが個人としては今日の巨大な管理社会に組み込まれており、また、もちろん労働者も含めた国民の大多数が中流意識を持ち、財

テクブームの中あらゆる階層の人々がマネーゲームに奔走したりもする。平社員から管理職へというようなモビリティも大きな現代社会において、硬直的な階層区分と言うのも色あせて見えてしまう。今日、山村農民層分解についての研究はみられないが、林業労働者が高齢者にシフトしてしまっている山村の次の時代の社会構造を分析し、ひきつづき林業の再生産が可能な方向に導き出すための、本質的な労働問題の提起がなくてはならないだろう。

・開発問題、環境問題

高度経済成長末期になると、それまでの経済成長過程において蓄積を高めて成長してきた大資本は、昭和44年の第二次全国総合開発計画(新全総)、昭和46年のドルショックや、昭和47年の列島改造論ブームと結び付き、林野を買い占め大規模開発を押し進めようとした。まず新全総では、高度成長の中で生まれた大都市の過密、公害、自然破壊、農山村における過疎化、一次産業の衰退などの様々な矛盾に対しての反省の上に立って、「自然の秩序に対する配慮のもとに、単に効率性の観点ばかりでなく、安全性、快適性のあるものとして、人間尊重の視点から望ましい環境を創造」することが、「国土総合開発の究極の政策課題」としていたが、この様な理念を達成し得なかったばかりでなく、新たな矛盾を引き起こした。また、46年のドルショック後の為替レートの激動の中で、大資本を中心に土地の投機的買い占めが進み、新全総に掲げられた全国ネットワークの整備と大規模プロジェクト方式の開発構想、日本列島改造論と相まって全国的に異常な土地投機と法外な地価高騰を誘発させ、国土の計画的利用は事実上挫折せざるをえなかった¹⁶⁾。その様な中、土地買い占めや乱開発への危機感が高まり林業経済研究会会報においても、表のNo81～No84の特集テーマやNo70～No72に見られるようなテーマが出てきた。これらは、大資本による観光開発というのが、地域の自然の独自性、個性を無視した画一的開発であると警告したり、新全総が、国家の計画的開発という名のもとに、大資本本位の開発が進められているなどとして、当時の開発ブームが、山村にとってプラスになるどころか、山村の農林業の基盤を破壊し山村社会を更に疲弊させるものであることをみることができると。

(4) 低成長時代における林業とその課題

昭和48年の石油ショックを契機に日本の高度経済路線は挫折し、低成長期に移行した。非木質系代替資材の普及や、46年のドルショック後の円高基調により外材輸入が増大して国産材の需要が頭打ちになっていたところでの、石油危機を契機とした不況の波による木材価格と需要の低落がその後も続き木材業の構造的な不況・林業の危機をひきおこす。すでに昭和47年の国有林の「新しい森林施業」では、皆伐施業の伐区の縮小と分散の推進、保護樹帯の保残、亜高山帯における天然林施業の拡充を内容とする方針を決めていた。また、林政審議会の「国有林野事業の改善について」では、森林の公益的機能が強調されるなど、昭和30年から一貫して続いていた増伐路線が終わり森林の公益的機能が強調されるようになった。高度成長期においてわが国の国際競争力が強まるにつれて、工業製品を輸出して原材料を輸入するというパターンが定着し、かつて在来産業が供給していた生産物の多くが輸入品で調達されるようになった。そこで外材輸入についても、46年のドルショックを待たずとも、40年代に入ってから国内の木材の総需要の伸びがそれほど高くなかったのに対して、外材輸入の伸びは大きかったのであった。木材需要の頭打ち、外材主導、価格の低迷による日本の林業・木材業不況というものは、景気の循環によって不況状態に陥ったのではなく構造的な不況状態に陥ったのであり、その困難な状況への対策を構ずる必要が出てきた。

50年代初期の林業経済研究は出口の見つからない林業不況状態において、研究者も混乱状態にあるのではないかというものも多かった。外材・独占資本の脅威だけを強調し、実際の林業山村の分析もなく、また具体的な方法も示さず外国農林産物の輸入を規制し国内農林産物の自給率を飛躍的に増大させるのが、国民的緊急課題であるとしたものがある(表, No101)¹⁷⁾。こういった政策が実現可能かどうかを別にして、ただ林産物の自給率をあげれば良いのであって自給率100%に限りなく近づいたとしたら、それこそ日本の森林資源の保続が不可能になるということを考えていたのであろうか。また、「日本林業の発展段階と地域性——林業構造論からの一接近——」¹⁸⁾(表, No108)では、資本制生産様式のレーニンの古典的見解によって、日本林業をプロイセン型、アメリカ型に強引に当てはめるという形式論の展開に留まり、目下危機に直面している林業構造の究明を欠落させてしまっている。現下の林業・山村をしっかりと分析し今後の林業

山村の進むべき方向が示せないのでは、林業経済研究の意義はどこにあるのだろうかと疑いたくなる。また表のNo.88, No.89に示すように昭和50年には森林資源問題の特集が組まれる¹⁹⁾が、折しもオイルショックの直後で「資源問題」が大きく取り上げられていた。しかし、不況時代に入り日本の林業が更に厳しい環境にさらされることになったのであるが、資源ナショナリズムの台頭におののき外材輸入体制の崩壊を危惧はすれど、国内の森林資源の管理のあり方を具体的に考えようとしたものではなかった。

次に林業の困難な状況を打開するために講じられた政策をみていく。

・地域林業の組織化に関わる政策

林業の危機といわれる中で林業が生き残ってゆくための新しい日本の林業の展開方向を示さなければならない。そこでまず、戦後の森林生産力増強政策などで積極的に進められてきた人工林の造成によって、その人工林の主伐期が近づいているから国産材時代を現実に築き上げる為の体制づくりが必要であるとされている。そこで、外材の支配体制を背景としたわが国の林業危機の一層の進展のもとでは、生産から流通、加工にわたるそれぞれの個別経営の努力ではもはやその打開は不可能であり、地域ぐるみで対応せざるをえなくなってきた。また、森林所有の小規模分散性を基底においての国有林生産に関わる多品目、小量分散、間断的生产を、地域的にまとめていくことを通じての効率化を推進することが必要になってきた。それまでの林構事業などの林政施策において進められた団地協業経営を進めるなどとした林業生産の地域的集積を面的に広げ、質的にも生産過程の集積から組織化へと展開させることが必要になってきた。つまり、外材においては品質・規格の統一性、大量品揃え等供給体制が整備されているのに対し、国産材は多品目、小量分散、間断的生产というように、外材と比べると弱体であるという認識のもとに、特に弱さが目だつ流通、加工段階の体制整備を図り、一定のまとまりのある地域ごとに、育林から生産・流通・加工に至るまでの機能が総合的、効率的に働くように有機的に組織された、地域ぐるみの国産材供給体制を構築しなければならないということである。これがいわゆる川上から川下までの地域林業の組織化である。こういった情勢を背景にそのマスタープランとも言うべき林業振興地域育成対策事業とそのプロパー事業である林業地域総合整備事業が昭和57年から始まった。この事業は、市町村と森林組合の主導で、団地共同施業計画を取り入れた総合施業団地の設定が中心となった51年の中核林業振興地域育成対策事業を引き継いだものであるが、山元段階から流通、加工といった川下まで含めた広域の組織化に拡張された事業である。昭和55年度から始まる新林業構造改善事業は、こういった政策を推進する事業と位置づけられた。新しいメニューとしては、森林施業・経営指標団地整備や、従来の素材等の集出荷施設に加えて、国産材及び特用林産物の加工及び販売施設の整備が加わっている。また事業主体の点では、林業者等の組織する団体として、森林組合との提携を条件としながらも木材業界を加え、地域林業の組織化を進めようとしている。

こうした動きを補完する新規事業が今日まで次々と計画されてきた。まず昭和55年には林業構造改善村落特別対策事業が、山村における担い手の定住条件を整備するために実施されている。58年には、森林適正管理推進事業が、同年の森林法改正による森林整備計画制度及び分収育林制度の創設と合わせて実施される。59年には、林業地域活性化総合対策事業が実施をみている。これは林業地域の活性化を図る林業地域活性化対策事業と森林組合の活動強化を図る森林組合活動強化対策事業の2事業で構成されている。さらに60年には、国産材供給体制整備事業が実施をみている。この事業は、国産材の安定供給のために生産、流通、加工の組織化を推進し、同時に国産材の供給システムを構築せんとするものである。この供給体制では、国産材加工流通施設がメインの事業と位置づけられており、たとえば、岐阜県東濃地域の恵北プレカット協同組合の創設もこの事業の中に含まれている。

以上、地域林業の組織化を進めるとして、流通加工面での体質強化を中心とした政策が近年展開されてきたことをみることができる。しかし、その根本を支える林家経済・林業経営・森林資源管理・山村の現状は、こういった政策の見解だけからはつかめない。そこで、林業政策の動きをふまえて、これまで林業経済研究において軽視されていた視点から現代の林業の課題を次の章でみていきたい。

2. 林業の現代的課題

基本法以降、林業が産業として確立されることを目的に様々な山村・林業政策が展開してきた。にもか

かわらず、ますます林業は産業としての地位を今日まで低下させ続けてきたのである。林業が衰退すれば、林業生産活動によって支えられてきた森林資源の保続培養ができなくなるのであり、このような森林の危機は、林業・山村だけの問題にとどまらず、全ての人々の生命と生活に関わる問題に発展する。そこで、今日までとられ続けてきた林業・山村政策を根本的に検証し直す必要があるのではないかと。

ところで、近年、財界から林業に対する提言が多くなされているが、「企業の経営」や「専門的経営」の育成、「市場原理を尊重し競争力の強化を図る」等と、これまでの産業政策たる林業政策の基調と変わっていないようである。国有林資源の構成のバランスを崩し、またその生産力を疲弊させ今日の国有林経営の窮状に追い打ちをかけることになった、32年の国有林生産力増強計画、36年の木材増産計画なども、産業界からの強い要請によったものであったように、これまでの林業政策は工業化社会の拡大の論理に従属する形で展開してきた。そして今日の林業・山村危機という局面をむかえるようになったのではないかと。この点に関する認識を欠如させたままの論議では全く意味がないと言ってよい。

これまでみてきた高度経済成長以降を中心とした林業政策は、戦後経済社会の発展によって林業において生じた矛盾や問題点を解決する方策として、商品経済上の合理化視点のみから、林業生産一労働過程²⁰⁾の再編を図り林業を産業として強化させようとしてきたのではないかと。しかし、元来林業の生産一労働過程は、直接自然と関係し合い、自然を労働対象化²⁰⁾する技能の発展によって展開してきたのである。とすれば、林業の生産一労働過程は、商品経済上の合理性によってのみとらえられてきて良かったのであろうか。自然と直接に向き合うなかで成立する、あるいは生産過程における自然の役割が極めて大きい生産一労働過程を、商品経済の合理性によって律することには無理があること、また非商品経済の時代に作られた人間の技能に大きく依存する生産一労働過程を、商品経済の合理性のみで律するのもまた無理がある²⁰⁾のではないかと。森林・林業の危機といわれる現代、これまでの様に林業の本質を無視し、または非合理的なものとして工業化社会の論理の枠を林業に当てはめるのではなく、現在の山村・林業の現状をみつめ、その危機をもたらした要因を探り、また山村林業に対する最近の提言・政策を検証し、現代の林業の課題を見つける必要がある。

・林業の危機と森林資源管理

日本経済の高度成長以来、工業製品を輸出して原材料を輸入するというパターンが定着した。これは木材についても同じことが言え、労働集約的な性格の強いわが国の林業で生産され相対的に高いとされた木材も経済成長の中で、安価な輸入品や代替品と市場原理における不利な競争を迫られることになり、他の産業の目ざましい伸びと裏腹に、産業としての林業は、停滞を続けその地位は低落した。例えば、特に近年の円高の進行によって、外材輸入がますます容易になって国産材が値を崩し、一方賃金は先導的な諸産業での高い生産性を反映して、世界で1, 2を争うまでに引き上げられている²¹⁾。この様に、国内林業にとってのますます厳しい状況下において、特に皆伐面積が著しく減っている。これは旧来の標準伐期で人工林を皆伐したのでは材価が安くて収入にならない上に、跡地の再造林に大変な費用がかかるようになって、これまでの木材生産において一般的になっていた皆伐一斉造林は、成り立ちにくくなっていることを示している。このように、林木の育成によって得られる山林所有者の取り分が少なくなることによって（造林投資の内部収益率は、36年の8.1%から60年の1.7%と大幅に低下している。²²⁾）、積極的な森林経営の意欲は急速に減退している。しかし、わが国の森林のほとんどは、木材生産をはじめとする生産的利用と結び付いて管理されてきた。つまり林産物を販売して収益が得られるからこそ、山林所有者は森林造成に励み、その保育管理を続けてきたのである。木材生産からの利益が期待できなくなれば、森林の管理も当然おろそかになっていく。こうした森林をこれから誰が管理していくことになるのであろうか²¹⁾という問題が問われねばならなくなっている。

・林業に対する提言の検証

上述したような状況下、林業に対する様々な提言がなされるようになった。61年11月には林政審議会報告があり、62年10月にはこれを援護する形で、経済団体連合会が「森林・林業についての考え方と林業経営確立のための課題」を発表した。そこでは「森林経営を担う林業が産業として確立されることが、基本的に重要」であり、そのために生産コストの低減化が決め手だとしている。そして政策方法として、一部

大規模層林家の「企業的経営」「專業的経営」の確立を図る一方で、小規模林家層の森林組合等への「施業委託」や「森林信託」を進め、所有と経営の分離を促進するとしている。また、林政審議会では、「保育天然林施業、非皆伐の人工林施業」を森林資源政策の転換とそれに基づく森林施業の見通しとした。経団連の提言はこの点について「天然林は放置しておいても成林の可能性が高く、生態学的にも安定している。」として天然林は、手間がかからず低コストで成林できるとしたのであった。また市場原理尊重に基づく林業経営の競争力強化に取り組むことによって環境保全と効率を両立させるべきだ²³⁾とした発言もある。しかし、この「企業的経営」「專業的経営」「委託・信託による公的経営」「自然力利用の省力施業」が、実際の日本の森林・林業問題における特効薬になるのであろうか。果たして、市場原理概念によって、現実の矛盾は解決されるのであろうか。このことを、林業経営の現状から検討してみる必要がある。

最近の森林経営の動向から、今日のように立木価格が低下するほど、自家労働比率を高めなければ森林経営を維持することは出来なくなっているといった分析がある²²⁾。つまり、自家労働依存度の高い、すなわち森林経営に投下可能な自家労働を保持する中小零細林家は、小面積であれば主伐後の再造林はなんとかやって行ける。しかし雇用労働に依存した大規模森林経営においては、再造林のために新たに資金を投下しなければならないが、主伐収入から必要資金を差し引くと再投資の資金が不足する状況が生じてくるのであり、大規模林家層による「專業的経営」や「企業的経営」を指定することは非常に困難であることが示されている。

また、小零細規模層の施業委託や森林委託を推進する政策指針について、今日のような、林業の投資利回りの低さであれば決して積極的には施業委託や森林信託として投資することはできないし、林業外主業からの資金搬出も決して容易ではない。そこで公的経営機関が当面その費用を肩代わりをして進めようとしても、戦後民有林の造林事業を行ってきた造林公社が、全事業費における元利償還金の割合が、1986年で44%、2000年の予測で88%と計算され²³⁾、森林開発公団と共に経営が破綻している現状がある。こういったことから「公的経営に対する森林委託や森林信託」も現実的な対応と言えなくなってくるのではないだろうか。

また、「自然力利用の省力施業」について、自然の力を利用した省力経営は事前のプログラム化が不可能であり、上木の樹冠に穴ができれば苗木を植え込む、有害な雑灌木が出てきたら除く、といった具合に、相手の出方をみて次に打つ手を考える適応的制御から成り立っている現場での観察と学習を欠かすわけには行かない。森林社会の動態についての知識がよほどしっかりしていないと、かなりの危険が伴う²⁵⁾といった分析があるように、省力といった言葉に惑わされてはいけないのである。「自然力利用の省力施業」と言われるものは、作業の手順を予めプログラムに組み込み、マニュアル化された作業をこなす技術があればよしとして、自然との対話や技能を不要としてきた「皆伐―一斉造林」の方向とは全く逆なのである。これには、商品経済の進行に伴って合理的でないとされた、自然との有機的な結合関係においてカンと経験から生まれる技能の復権が必要になってくるのである。人手が比較的にかからないという、商品経済上の生産―労働過程の合理化に資するものでないのである。もともと林業生産力の基礎となるべき「自然力」の利用が今さら強調されることから、これまでの林業政策が実際の森林とは離れた不正なものであったことがわかる。また、「自然力」を見直すという動きも、それが手抜きのできる施業であって、経済採算上合理的であるからという論理の上にあるのなら楽観視はできないのである。

・提言の根拠に対する疑問

そもそも、こういった財界を中心とした提言の根拠であり手本となっている、効率的な施業、高い生長量に代表される北米林業の評価は正しいものであろうか。

「合衆国の森林は、生長量が大きく、伐採量もそれを上まわることがない、『森林資源大国』である。」また「環境保全と効率を両立させるために、競争力のある林業経営を確立することが必要だ」として「市場原理尊重」に基づく、「林業経営の競争力強化に取り組むべきだ」²⁴⁾と叶芳和氏によって述べられているが、これに対しての研究報告²⁴⁾では、比較に出された日本のスギ人工林と米国のダグラスファー人工林について、現実林分材積で比較しても、50年生までの生長量がわが国のスギ林分の方が上まわっていることなどを示して、叶氏の論拠は、明らかに現実無視の過大評価であるとした。叶氏は地域的にみれば西海岸林

業の生産力がより高いと言うが²⁴⁾、最近の合衆国の林業雑誌²⁶⁾によれば、西海岸では、大径材の減少により、木材業界では小径材を利用する工場が増えてきているのである。また、カナダは、世界で最も効率的な伐出業を擁し、安価な木材輸出で世界市場をかき回しているのであるが、木材資源の疲弊が著しく、木材生産の長期的な保続を危ぶむ声が日に日に高まっている。森林伐採の方法が非常に乱暴で、更新は極めて不満足な状態にあるという²⁵⁾。ここでわかることは、国際的な市場原理を原則として林業政策を行うことはもはや現実的でなく、わが国のみならず世界の森林の危機につながっていくことである。

・山村と共にある林業——林業のもう一つのあり方——

高度経済成長期以降、林業の生産性向上と、林業従事者の所得の向上を目指した林業基本法の基調のもとに展開してきた産業政策たる林業政策もそれだけに頼るだけでは山村・林業を十分に活性化しえないし、また国際的な市場原理を原則とした林業政策は現実的なものでないことがわかった。そこで、山村・林業の発展のために加えられなくてはならない山村・林業のあり方を述べておきたい。

林業は、山村地域ごとの自然・風土・社会構造と有機的に結び付いて、その共生関係を維持することによって成り立つものである。つまり山村と林業の活力は一体のものと考えられる。産業社会では失われた山村に潜在しているたくさんの魅力を活用し、活性化するところに、林業の活性化があるのではないか。実際に、山村の自然・風土を生かした魅力を都市側に情報発信をして、それに都市住民が反応することによって、商品、サービスや文化を都市に提供または都市側と共有しうようになり、山村の活性化を推進させている例は多い。例えば、地場の資源を生かした産直住宅が評価されたり、むらおこし運動の一環として、ホンモノ、天然、素朴、ぬくもり等の情報を持った「わけあり商品」²⁷⁾が都市住民に注目され、デパートにそのコーナーまで設けられるようになっていく。また、最近学校の校舎が再び木造になったり、子供達の肌の触れる部分に極力木材を使うようになっていたりしている。代替資材で作った方が効率的であるのに、人間の生活する場所から木を排除することはできないのである。芸術活動などの文化活動が、山村の風土・自然によって生かされるとして文化交流も盛んである。また良好な自然環境を求め、ハイテク産業が農山村に進出し、その文化風土を守り育成していく活動に積極的に参加している例もみられる。

どうやら、これからの動きとして、山村とのヒト、モノ、文化の交流によって更に豊かな生活が求められようとしているようである。そのためにも、今後とも山村がその資源風土を生み出す財産であり山村を山村たらしめている森林を守り活用していかなくてはならない。そこで、その地域ごとに表情の違う森林と共存し、ときに自然の力をうまく活用し、時に自然をコントロールするという²⁰⁾営みを内在している林業こそ山村を活性化させる要となり、結局は都市住民を含む全ての人々に潤いを与えていくことになるのである。そこで、山村の内発的運動が都市と結び付くことによって森林の恵みを享受している全ての人々の力が健全な森林を育成する森林経営のためにフィードバックされるシステムを作り上げていかなくてはならない。森林の盛衰が文明の盛衰であったことを持ち出すまでもなく、我々の生活に関わるものとして森林・林業の存在そのものが問われなければならない。

・現下の山村林業に対する政策と研究についてのコメント

最近の林業経済学会の森林資源の管理のあり方の発表で、国有林は、保護的活用ということで伐採はしばらく差し控え「自然に近い林業」に脱皮すべし²⁸⁾という意見があった。これは非常に問題があるといえる。国土の約2割、全森林面積の約3割を占める国有林には、いろいろな資源状況、経営目的、立地条件等を持つ様々な森林があるはずである。それをひとからげにしてしばらく伐採活動を休眠させると言うのは余りにも乱暴であり現実的な対応と言えない。また、しばらくの間とはどれくらいの時間かはわからないが、伐採を控えている間、森林作業員はどうなるのであろうか、人件費削減のため切り捨てられるのであろうか。ただでさえ作業員が高齢層に集中しているのに、休眠をやめたとき森林を適正に管理できる者が残っているものであろうか。地域ごとの資源状況を見直し、また国有林の存在するところの山村社会や自然から断絶し、国有林経営を収支計算の上からひとからげにするのは、森林の扱いとしては大きな間違いであり危険の多いことではないだろうか。

四全総と前後して策定された「リゾート法案」によるリゾート開発は、一指定地域が非常に大きなものになるため、投下される資本の規模も大きく、地場資本とは比較にならない。またリゾート開発に必要と

されるノウハウは地元で蓄積されないことが多い。すなわち、従来工業で行われたような外発型の地域開発が観光サービス業の分野で行われるのを後押しする役割を果たすと考えられる²⁴⁾。これまでの全国総合開発計画がそうであったような、山村の自然、山村社会を破壊してしまう開発になってしまうのであろうか。地域の自然・風土をベースにした内発的な力を持った開発でなければ、なんら山村・林業の活性化の役割を果たし得ず、大資本の一方的な破壊的開発に陥り、林業・山村の疲弊は更に進むであろう。

現代、地域林業の組織化を進める政策が、新林構を中心として行われている。事業内容も広がり地域を広くとらえ、国産材の安定供給を可能にしようとしている。ここでは、対象地域が地場資源をベースにし、地域内で協調して外材や代替材にない魅力を持ったモノ、サービスづくりができるビビッドな組織の展開が図れるようなシステム作りをしなくてはならないだろう。山村が自ら動く内発的な姿勢がなければ、林業政策も林業や山村の為のものとならず、これまでみてきたような政策意図と成果に大きなずれが生じるのではないか。山村の主体的な運動を呼び起こしそれを受け止め、山村が政策作りに何等かの形で参画できるシステムづくりに今後の林業・山村の発展のカギがあるのではないか。

III 総 括

林業経済研究の歩みによって、戦後林業の動きをみた。皮肉っぽく言えば林業経済研究の歩みは、常に林業政策のあと追いをするというかたちの展開になりがちであった為に、ある意味では戦後の林業政策を中心としての林業の動きはとらえやすかったと言える。もちろんその時々の林業政策を常に批判評価を加え検討をしていく必要があったためではあるが、経済の動きに振り回された林業政策に対し批判は加えるが、それに対して独自の林業・山村の展開のあり方を示すことができ得なかったために、研究史は政策のあと追いという印象が強かったといえる。経済社会の「ふれ」に、林業政策、林業経済研究が追随した面が大きいわけであるから林業本来の発展のあり方をみきわめて、現代の林業の課題を見いだすのは容易なことではなかった。

そこでまず、経済のふれに同調した林業政策のもたらした問題と、その克服のための現代の林業のあり方に対する筆者らの考え方を示す。戦後の林業・山村政策をふりかえてみると、林業・山村・森林が不在なままの政策である場合が多かった。また、林業・山村の振興を政策意図としていても、実際には政策意図とは裏腹の結果を引き起こしたことも多かった。

終戦直後の国有林への特別会計制度の導入は、年度毎の現金収支のみが経営評価になる一般会計と違い、森林資源の維持を原則とした会計の損益計算がなされるものと評価されたが、今日では、償還金・利子の返済のために予算が組まれているようなものになっている。30年代前半の一連の増伐計画は、産業界の要請だけに従属し、後の森林経営のこと、森林資源のことをまともには考えないまま増伐を進めた。基本問題調査会の委員のように、急速な経済成長の中で、「なんとかしなければ」という焦りの気持ちはあるが、森林・山村の独自の政策の展開の必要性には気付かず、工業社会の論理だけで政策を大慌てに展開させようとしたことは否めない。また旧全総から四全総までの開発計画も、その都度に、山村・森林における自然の破壊、山村社会の疲弊が更に進んだ等と、反省させられてきたはずなのに、国家計画事業の名のもとに、大資本でしかそれが不可能な巨大投資型開発を押し進め、山村の内発的開発を限界づけていることは変わらない。

林業山村の状況が反映されない政策、政策意図と現実とのギャップは、山村が政策側に参画でき得なかったこと、また政策側としても、様々な形態・規模の林家、加工業者、流通業者が個々バラバラで政策側が捉えきれなかったこと、政策の効果が展開することができず、個々の中に消え去ってしまうからであったと考えられる。

山村・林業の政策への参画であるが、今までは山村・林業がその窮状を訴えても無視されるか、声にならぬのであったのであろう。経済成長の進化によって、山村は縮小消滅に向かうと考えられ山村を重視しようとしなかった。また山村からの人口流出や常勤兼業者の増加によって、山村住民・林業者が声を合わせることが難しくなっていくという原因もあったのであろう。しかし、成熟化社会といわれるこの期になって、人間らしい生活・本当に豊かな生活は、山村との交流の中から見い出せるのではないかと気が付き始め

た都市住民が増えている。山村振興を目指す自発的な運動がこういった都市側の動きと結び付くことにより、山村・林業の存在の意義をしらしめ林業・農村のための政策作りに積極的に参加できる場を得ることになるのではないか。

川上から川下までの地域林業の組織化政策の展開自体も、政策を受ける器、政策を実際に役立てられるシステム作りとしては有効である。林家・加工部門・流通部門が、各々に整備されておらず、互いの有機的結合がなければ、林業政策をどこかに施してもその成果は分散・消滅してしまい片手落ちになるからである。現在、生産から流通までの組織化が進められているが、今後は、山側から木材産業の再編・組織化を進め、林業・木材産業の安定的発展が実現できる体制を創り上げる必要がある。

ところで、林業・山村を直接その研究対象として関わってきた林業経済研究が、林業・山村の本来のあり方をうちだし、これからの林業・山村の具体的な展開に対する建設的な提案ができることが期待される。しかし、政策に対しても批判こそすれども、林業・山村の本質の上にたった建設的な提言ができなかったため、結果としては経済社会に追従して展開し、実際の農林業の発展に寄与することができなかった林業政策を容認してきてしまった事実がある。このようなことになったのは、林業が森林生物資源の管理・生産がその基礎であって、それが社会と有機的に結び付いて展開するものであるのに、これまでの林業経済研究では普遍的な経済学理論の当てはめだけなど、便宜的・場当たりの一般論を焼き写したり、抽象論の当てはめから林業の展開のあり方を求めようという研究のあり方が主流であった為だと考えられる。これまで使われてきた一般論・抽象論と言うのが、林業固有の生物資源管理・生産過程を考慮にいれて展開してきた理論でない限り、まして、現代的な山村・林業の存在意義を捉えることの出来ない理論である限り、それを林業経済研究にただ当てはめるだけでは、現下の山村・林業に対して何の建設的な提言もできないのは当然であったと言える。この研究のあり方を変えねば、いつまでも林業本来の発展のあり方を明確にできず、林業経済研究の存在の意義が問われかねないだろう。

文 献

- 1) 森巖：「山」の政治と経済 東京：清文社278-280, 1988.
- 2) 森巖：戦後林政の再検討。林業経済研究会会報（72）：1-17, 1968.
- 3) 林業総合協議会：「語りつぐ戦後林政史」東京：日本林業調査会9-24, 1972.
- 4) 林業総合協議会：「続・語りつぐ戦後林政史」東京：日本林業調査会, 143-162, 1978
- 5) 森巖：「山」の政治と経済 東京：清文社2-3, 1988.
- 6) 平田種男：森林の形。林業経済研究会会報（70）：1-5, 1967.
- 7) 橋本玲子：さいきん山村でおこっていること。林業経済研究会会報（78）：24-31, 1970.
- 8) 林業総合協議会：「語りつぐ戦後林政史」東京：日本林業調査会105-124, 1972.
- 9) 北尾邦伸：林業の発展類型。林業経済研究会会報（70）：15-28, 1967.
- 10) 福島康記：農民的育林について。林業経済研究会会報（85）：17-19, 1974.
- 11) 餅田治之：民有林経営の現状と公社造林。林業経済研究会会報（85）：1-14, 1974.
- 12) 船越昭治：森林組合制度の基調。林業経済研究会会報（82）：1-13, 1973.
- 13) 飯田繁：造林の展開と造林政策の課題。林業経済研究会会報（86）：1-6, 1974.
- 14) 熊崎実：この20年間の中小林家の経営動向。林業経済（101）：2-10, 1982.
- 15) 赤羽武：現段階における山村農民層分解の特徴。林業経済研究会会報（80）：19-36, 1972.
- 16) 森巖：「山」の政治と経済 東京：清文社109-120, 1988.
- 17) 安藤喜友：経済危機の進行と林業・山村問題。林業経済研究会会報（93）：2-12, 1978.
- 18) 石井寛：日本林業の発展段階と地域性。林業経済研究（102）：2-7, 1982.
- 19) 野村勇：外材生産の資源戦略化への道。林業経済研究会会報（102）：2-19, 1975.
- 20) 内山節：山村労働過程の性格について。林業経済（477）：1-16, 1988.
- 21) 熊崎実：日本林業はどこへ行くか。林業経済（467）26-32：, 1987.
- 22) 岡森昭則：主伐期に向けての森林経営の担い手。林業経済（471）：12-19, 1988.
- 23) 山岸清隆：林業財政の展開と森林資源政策。林業経済研究（111）：23-35, 1987.
- 24) 有永明人：林政審答申と森林資源政策の転換。林業経済（471）：2-11, 1988.

- 25) 熊崎実：日本林業技術の回顧と展望．林業経済（475）：1-11, 1988.
- 26) Charles E. Keegan III and Paule E. polzin : "Trends in the Wood and Paper Products" Journal of Forestry : 31-36, 1987.
- 27) 沢畑享：80年代後半のむらおこし運動．林業経済（477）：2-12, 1988.
- 28) 熊崎実：森査資源政策の新しい視座を求めて．林業経済研究（113）：2-12, 1988.

表 林業経済研究によってたどった戦後の林業の展開 (昭和 20 年代)

玉置・林

Table. Postwar forestry development traced through the forestry economics research, S.20-S.29.

年	No	論 題	研究者	キーワード	森林林業関連政策, その他
26	1	中華民国の林業	益田 義孝	外国林業研究	昭和 22 年 林政統一, 国有林野特別会計制度
	2	民有林施行計画化の実施について	田添 亨二	森林法改正	
	3	徳島県那賀川の流れと陸送の比較	田中波慈女	木材の流送	
	4	坑木の使用状況と需給問題	小田 許久	坑木の需給	昭和 25 年 造林臨時特別措置法
	5	アーカンサスに於ける植林事業 (カナダ, アメリカに関する研究 他 7 編)		外国林業研究 (北米)	
	6	ソヴェートに於ける造林の意義と 造林上の諸問題 (ソビエトに於ける 研究他 6 編)	池田 博	外国の林業研究 (ソビエト)	
	7	スウェーデン造林法		造林問題 北欧の造林	国土総合開発法
	8	鉄道車両用木材に関する調査 (1)―(7)	小田 許久	鉄道車両用木材	
	9	河川及び林野行政統一制度の再検討	早尾 丑麿	林政統一	
	10	アメリカ合衆国における森林法 (1)―(5)	奥原日出男	アメリカの森林法	昭和 26 年 森林法改正 (現行森林法の制定, 森林計画 制度を盛り込む) このころ政府 主導で国土緑化運動が行われる
	11	国有林の存廃及び林野行政	早尾 丑麿	国有林野解放	
	12	動乱後林業のびっこの発展	甲斐原一朗	朝鮮動乱	
27	13	林政学の方法論的考察	中山哲之助	林政学研究	9 月サンフランシスコ講和条約 ・平和条約調印 日本安保条約仮調印 国有林野整備臨時措置法仮調印 (国有林野会法解放の検討)
	14	特用樹栽培の林政的考察	山添 精三	農山村の換金作物	
	15	森林保護ステーションについて (1)―(2)	藤本 武	森林保護	
	16	森林法犯罪研究序論	益田 義孝	森林法	農地改革
	17	カナダにおけるパルプ材の生産 (1)―(4)	村上 準	カナダのパルプ材	
	18	ソ連邦の林業と林政 (1)―(8)	高橋七五三	外国林業の研究 (ソビエト)	
	19	アメリカにおける小規模林業の展開 と諸問題	飯島富五郎	合衆国の小規模林業研究	昭和 27 年 電源開発促進法
	20	林産物に対する鉄道運賃政策の経緯	山中 一郎	木材の鉄道輸送	
	21	森林法制定の由来	早尾 丑麿	森林法制定	
	22	木炭需給構造の研究	野村 勇	木炭の需給問題	昭和 29 年 治山治水緊急措置法 保安林整備臨時措置法 洞爺丸台風
	23	生松脂の需給問題			
	24	スウェーデン林業政策の動向 その他ドイツ, イギリスに 関しての研究	島田 錦蔵	外国林業の研究 (ヨーロッパ諸国)	

表 林業経済研究によってたどった戦後の林業の展開（昭和30年代）

Table. Postwar forestry development traced through the forestry economics research, S.30-S.39.

年	No	論 題	研究者	キーワード	森林林業政策	経済政策等
30	25	北海道風害処理木の現状	片山 正英	洞爺丸台風	昭和30年	昭和30年
31	26	転換期にある林業政策		林業政策の転換	国有林長期生産計画	経済自立5か年計画
	27	わが国林政の方向	中山哲之助	需要問題	昭和31年	
	28	資源政策の現実	手束 羔一		森林開発公団発足	経済復興により木材需要の逼迫始まる
	29	将来における用材需要の推定試論	遠藤 嘉数		新農山漁村建設促進法発表	
	30	治山治水対策現段階への反省		治山治水対策	昭和32年	
	31	岐路に立つ木炭政策	大福喜子男	エネルギー革命	国有林生産力増強計画の策定	昭和31年 神武景気始まる
	32	国有林野官行造林法の改正	手束 羔一	公社造林	・経理学論争	
	33	森林開発の理論	萩野 敏広	森林開発公団	国有林の繰り上げ伐採	
	34	私有林における林種転換の経済的研究	塩谷 勉	林種転換		
32	35	特集・国有林問題	四手井綱英	国有林問題		
	36	新しい村づくりにおける山村対策	岩間 義雄	山村対策		
	37	「森林経理学は無用になったか」論争について	鷺尾 良司	森林経理学論争	昭和33年	昭和32年
33	38	分収造林特別処置法と分収	手束 羔一	分収造林特別処置法	分収造林特別措置法	新長期経済計画
	39	国有林の民有林への協力			昭和34年	
	40	山村経済の構造と問題点	北川 泉	山村問題	対馬林業公社の設立、農林漁業基本問題調査会設置	産業界から原材料の低価格供給が要請される
34	41	特集・日本資本主義と林業	野村 勇	市場問題	昭和35年	
	42	国有林における財務管理の諸問題	有賀 美彦	国有林財務管理	基本問題調査会答申にて「家族経営的林業」が提起される。	昭和35年 高度経済成長政策がとられるようになる
	43	特集・林業技術問題	小沢今朝芳	林業技術問題	昭和36年	
	44	カリマンタンの林業開発	遠藤 嘉数	東南アジア経の林業開発	森林開発公団法の改正（官行造林の後を引き継ぎ水源林造成）	
35	45	特集・林業政策の課題	島田 錦蔵	国有林政策 国有林会計制度	木材価格安定緊急対策、港湾整備法設置外材輸入促進、国有林木材増産計画森林法改正（伐採規制措置から事前届出制へ）	昭和36年 農業基本法
	46	特集・林業の基本問題と基本対策		林業基本法の答申		
	47	南洋材が当面する難局	宮原 省久	外材問題		
36	48	日本林業における構造問題 一山林の所有の近代化を中心にして一	岡村 明達	林業基本法問題		国民所得倍增計画
	49	官行造林の廃止と公団造林の発足	京谷 昭夫	公団造林		
	50	木材価格問題の所在 一政治問題化した材価高騰一		木材価格問題		
	51	木材需給の現状と見通し	保坂 貞蔵	木材需給問題		
37	52	森林計画制度の改正	横瀬 誠之	地域森林計画		
	53	特集・林業労働問題	田中 純一	林業労働問題		昭和37年
	54	森林組合に求められるもの	野辺 忠光	森林組合		全国総合開発計画
	55	特集・家族的経営的林業	紙野 伸二	担い手問題		
38	56	特集・林業政策問題 岐路にたつ林業政策	鈴木 尚夫	林業政策の転機		昭和39年
	57	国有林経営の体質改善	他	国有林野解放	昭和39年	新産業都市建設促進法
39	58	特集・林業基本法	竹中 譲	林業基本法	林業基本法	

表 林業経済研究によってたどった戦後の林業の展開 (昭和 40 年代)

Table. Postwar forestry development traced through the forestry economic research, S.40-S.49.

年	No	論 題	研究者	キーワード	森林・林業政策	経済政策等
40	59	特集・林業構造改善事業	鈴木 尚夫	林業構造改善事業	昭和 40 年	国有林経営悪化
	60	特集・外材をめぐる諸問題 《座談会》わが国林業の問題点は何 か 一第一回「林業白書」をめぐ って一	宮原 省久 笠原 六郎	外材輸入 第一回林業白書	第一次林業構造 改善事業 山村振興法 森林開発公団法	
41	61	山村振興法の動き * 以下, 「林業経済研究会報」	藤沢 秀夫	山村振興法	改正 (スーパー 林道の開設)	
42	62	林業の発展類型 一北陸の地域分 析を中心として一	北尾 邦伸	林業における構 造的な地域分析	昭和 44 年	昭和 42 年 経済社会発展計 画
	63	経済成長と山村対策	小林 裕	林業基本法 山村 振興法	里山開発事業	
43	64	林業労働力市場の変化と通勤労働 労働力の存在形態 一大井川流域 の大規模林業経営を中心として一	朝比奈泰邦	農山村の労働力		昭和 44 年 第二次全国総合 開発計画 (新全 総)
	65		吉沢 四郎	森林組合労務班労 働論	昭和 45 年 大規模林業圏内 発事業	
44	66	山村における農民層分解と林業問 題	鈴木 尚夫	山村農民層分解	林業白書で担い 手林家構想の挫 折を示す	昭和 45 年 新経済社会発展 計画
	67	森林組合における資本と労働	笠原 義人	森林組合		
	68	住宅産業の展開と木材経済一住宅 産業から木材を見直す一	高野 了乙	プレハブ住宅 代 替財 外材		昭和 46 年 経済同友会「21 世紀グリーンプ ラン」(森林の 公益的機能を強 調, 民有林政策 の基本は所有と 経営の分離にあ るとした)
	69	森林組合の組織と機能について	田中 茂	労働の社会化	昭和 46 年	
45	70	山村観光に関する研究成果	柳 次郎	林野レクリエーション	経済同友会「21 世紀グリーンプ ラン」(森林の 公益的機能を強 調, 民有林政策 の基本は所有と 経営の分離にあ るとした)	昭和 46 年 円切り上げ, 変 動 相場制 (ドルシ ョック)
	71	観光開発への実験的試み一二つの ケーススタディを足掛りに一	田中 茂	観光開発		
	72	さいきん山村でおこっていること 一日本独資の強蓄行程との関連に おいて一	橋本 玲子	外材輸入と山村問 題		昭和 47 年 林政審議会の「 国有林野事業の 改善について」
47	73	現段階における山村農民層分解の 特徴	赤羽 武	山村農民層分解 山村の階級構成	昭和 47 年	
	74	円切り上げと日本林業への影響	野村 勇	外材の優位		昭和 47 年 日本列島改造論
48	75	紙パルプ産業の資源政策について	中野 真人	外国の木材資源	林政審議会の「 国有林野事業の 改善について」	
	76	世界農林業センサス林業調査	横山 幹夫	第 2 回センサス	団地共同施業計 画制度	昭和 48 年 オイルショック
	77	森林組合制度の基調と制度問題の 基調	船越 昭治	森林組合政策	第二次林業構造 改善事業	
	78	森林組合事業の展開とその問題点	熊崎 実	林業構造改善事業	大規模林業圏開 発(大規模林業)	昭和 49 年 国連で途上国に おける天然資源 の恒久主権認め られる国土利用 計画法 (林地の 転用進める)
	79	森林組合労務班の現状と諸問題	奥地 正	森林組合労務班	国有林「新しい 森林施業」 (30 年代から の増伐路線のピ リオド)	
	80	地域開発をめぐる諸問題	筒井 迪夫	地域開発		昭和 49 年 国連で途上国に おける天然資源 の恒久主権認め られる国土利用 計画法 (林地の 転用進める)
49	81	特集・自然保護と林業 北海道に おける農外資本の土地集積実態	梶本 孝博	農外資本の土地集 積		
	82	大都市近郊林における「開発」を めぐる諸問題	桐村 剛 三井 昭二	都市近郊林野開発		昭和 49 年 国連で途上国に おける天然資源 の恒久主権認め られる国土利用 計画法 (林地の 転用進める)
	83	ダム建設と山村	深尾 清造	開発と生活補償		
	84	最近における林野開発	小川 誠	開発政策と森林法		昭和 49 年 国連で途上国に おける天然資源 の恒久主権認め られる国土利用 計画法 (林地の 転用進める)
	85	環境問題と林業	小関 隆祺	環境問題		
	86	民有林経営の現状と公社造林	餅田 治之	林業基本法		昭和 49 年 国連で途上国に おける天然資源 の恒久主権認め られる国土利用 計画法 (林地の 転用進める)
	87	造林の展開と造林政策の課題	飯田 繁	公団・公社造林		

表 林業経済研究によってたどった戦後の林業の展開（昭和50年から56年まで）

Table. Postwar forestry development traced through the forestry economic research. S.50-S.56.

年	No	論 題	研究者	キーワード	森林・林業政策	経済政策等
50	88	外材生産の資源戦略化への動向	野村 勇	外材と資源問題	昭和50年 森林法改正 (林地開発許可 制度) 林業白書にて地 域林業の形成を 打ち出す	昭和50年 昭和50年代前 期経済計画
	89	木材資源をめぐる国際競争関係	村島 由直	資源ナショナリズム		
	90	日本資本主義と森林資源問題	鷺尾 良司	国内森林資源		
	91	林道と自然保護 ―山梨県の「無 許可」林道問題について―	大橋 邦夫	自然公園法の実効 性		
	92	森林「開発」と林業及び環境問題	依光 良三	新全総 列島改造	昭和51年 中核林業地域育 成特別対策事業	
	93	ツー・バイ・フォーをめぐる二、 三の問題	高野 了乙	新工法と木材流通		昭和53年 第三次全国総合 開発計画 (定住構想打ち 出す) 新経済社会7ヶ 年計画
51	94	林業労働者の現状と運動	田中 純一	全国山林労働組合	昭和53年 国有林野事業改 善特別措置法 森林組合法成立	
	95	林業労働力組織化の条件	筒井 迪夫	組織論		
	96	森林組合の階層的性格	出岸 清隆	階層的分析	昭和54年 森林総合整備事 業	
	97	木材の需要および価格の動向	南 清春	外材と木材加工		
	98	木材の危機の構造と流通再編問題	岡村 明達	木材流通再編	昭和55年 森林資源に関す る基本計画の改 定	
	99	高度経済成長下における林業構造 の変貌課程（「林業経済」誌）	井口 隆史	国産材流通活性化	第三次（新）林 業構造改善事業 林業振興地域育 成対策事業	
52	100	地域林業の発展について ―51 林業白書に即して―	牧 勉	地域林業 総合性 自主性	林業地域総合整 備事業（林業振 興地域育成対策 事業のプロパー 事業）	
53	101	経済危機の進行と林業・山村問題	安藤 喜友	林業政策の再編成		
55	102	地域経済と林業労働力問題	山田 良治	資本の論理		
	103	森林組合労務班の現状	鈴木 了和	森林組合育成政策		
56	104	戦時・戦後の森林法・森林組合制 度の改正について	加藤 成一	森林組合基礎構築 過程	昭和56年 間伐促進総合対 策事業	
	105	林業基本法以降の森林組合とその 制度問題	船越 昭治	基本法と森林組合		

表 林業研究によってたどった戦後の林業の展開（昭和 57 年から 63 年）

Table. Postwar forestry development traced through the forestry economic research, S.57-S.63.

年	No	論 題	研究者	キーワード	森林・林業政策	経済政策等
57	106	この 20 年間の中小林家の経営動向 —センサス統計をもとに—	熊崎 実	林業生産の担い手 基本法政策	昭和 57 年 日経調「森林・ 林業政策について」	昭和 58 年 1980 年代 経済 社会の展望と指 針テクノポリス 法
	107	水源地域の森林造成と受益者負担	熊崎 実	受益者負担方式	昭和 58 年 森林法及び分収 林特別措置法の 一部改正：森林 整備計画制度 (間伐の促進) 分収育林成度 昭和 59 年 国有林経営改善 計画改訂	
	108	日本林業の発展段階と地域性—林 業構造論からの一接近—	石井 寛	資本制生産様式 形式理論あてはめ		
59	109	「低成長」下における地域林業の 構造変化の特徴—東北における諸 側面—	船越 昭治	農林業基盤の拡充 再編, 国家資源管 理体制, 村おこし	昭和 60 年 経済同友会「21 世紀にかける緑 のニュー・スキ ーム」 活力回復 5 か年 計画 林業振興地域計 画, 新聞伐促進 総合対策事業	
60	110	森林整備計画制度について	周藤 真	間伐促進	昭和 61 年 林政審議会「林 政の基本方向 昭和 62 年 森林資源に関す る基本計画の改 定, 国有林経営 改善計画改定 国有林「ヒュー マングリンブラ ン」	
	111	低成長下の大規模林業の経営動向 —「剣山開発」の終息と変貌—	依光 良三	林業労働者の「再 生産」の困難		
61	112	構造不況下における林業の公的経 営 公社会団造林の現段階的意味	北川 泉	公社・公団経営 生産の社会化		
	113	国有林経営「改革」の現段階	野口 俊邦	国有林の赤字		
	114	山村振興に関する一試論—”むら おこし運動” 中心に—	宮林 茂幸	一村一品運動 振興作物の商品化		
62	115	林業財政の展開と森林資源政策 —造林助成制度を中心に—	山岸 清隆	資源政策 補助か ら融資 分収林		昭和 62 年 第四次全国総合 開発計画総合 保養地地域整備 法
	116	国土開発政策と森林・山村—四全 総・リゾート開発を中心として—	依光 良三	外発型開発への内 発力の付加		
63	117	森林資源管理の今日の特徴と課題 森林資源政策の新しい視座を求め て	熊崎 実	森林計画, 森林施 業, 森林管理		